

山梨県公報

第七百四十四号

平成十九年

三月十五日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除の予定……………	一五九
保安林の指定施設要件の変更予定(二件)……………	一五九
道路の供用開始……………	一六〇
収入証紙売りさばき人の指定……………	一六〇
収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………	一六一
特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	一六一
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………	一六一
国土調査の成果の認証……………	一六二
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)……………	一六三
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等……………	一六四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	一六六
教育委員会……………	一六六
山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則……………	一六六

告示

山梨県告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の二(次の図に示す部分に限る。)、四七八三の六九一(国有林)、北都留郡丹波山村字大常木一四四六の五(次の図に示す部分に

- 限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成十九年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
北都留郡小菅村(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施設要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)
 - 二 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
北都留郡小菅村(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施設要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字八イマゼ六六八の二(次の図に示す部分に限る。)

- (2) その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成十九年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (二) 変更後の指定施業要件
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (二) 変更後の指定施業要件
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年四月五日まで一般の縦覧に供する。
平成十九年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	南アルプス市大字東南湖字五本柳一―三番の一地先から南アルプス市大字東南湖字大久河原七七六番の一地先まで	一七三・〇	平成十九年三月十五日

山梨県告示第八十四号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。
平成十九年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

売りさばき場所	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
都留市上谷五丁目 十一番十二号	都留市上谷五丁目 十一番十二号	株式会社トラベ ルインフォメー	平成十九年二月十九日

シヨ

山梨県告示第八十五号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により、指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

平成十九年三月十五日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃 止 年 月 日
富士吉田市下吉田 二千九十五番地	富士吉田市下吉田 二千九十五番地	山梨県繊維研究 会	平成十九年三月三十一日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 k o s h u かつめま文化研究所
- 2 代表者の氏名 小澤正光
- 3 主たる事務所の所在地 甲州市勝沼町勝沼二千九百九十七番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、都市生活者と甲州市で暮らす人々を対象として、相互の交流を積極的に推進し、魅力ある甲州市の構築に貢献するとともに、豊かな自然と地域産業を生かしたまちづくりや地域活性化の推進事業を行い、自然・文化・産業が調和した、真の豊かさが実感できる、うるおいのあるまちの実現に寄与することを目的とする。

また、この法人は、将来的には行政とのパートナーシップを發展させ、市民と行政が地域社会の運営を適切に分担する、新しい地域社会を創造することを目標とする。

三 縦覧期間 平成十九年三月一日から同年四月三十日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定した。

平成十九年三月十五日

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社中沢薬局 和戸店	甲府市和戸町三八二番地一	平成十八年八月一日
葑崎調剤薬局	葑崎市本町二丁目一番四号	平成十八年十月一日
心療内科たけうち クリニック	甲府市国母七丁目五番一七号	平成十八年十一月一日
ふじ薬局甲府和戸 店	甲府市和戸町六八五番地三	平成十八年十一月一日
株式会社日医調剤 勝沼薬局	甲州市勝沼町勝沼二九五九番地二	平成十八年十一月二日
わかば薬局	甲府市国母八丁目二七番一三三号	平成十八年十二月一日
よつば薬局下吉田 店	富士吉田市下吉田一〇四〇番地二	平成十八年十二月一日
アーク調剤薬局山 梨店	山梨市小原西一六八番地	平成十八年十二月一日

アーク調剤薬局一宮店	笛吹市一宮町本都塚一四八番地五	平成十八年十二月一日
フアーマライズ薬局富士吉田店	富士吉田市上吉田二丁目一〇番二号	平成十八年十二月一日
茜調剤薬局	笛吹市石和町四日市場一七九二番地一	平成十八年十二月一日
ウエノ中央薬局	甲府市中央一丁目一一番一〇号	平成十九年一月一日
株式会社ウエノウエノ薬局	甲府市国母一丁目四番七号	平成十九年一月一日
株式会社ウエノウエノ塩部薬局	甲府市塩部四丁目八番二二号	平成十九年一月一日
株式会社ウエノウエノ池田薬局	甲府市長松寺町六番地一	平成十九年一月一日
すみれ薬局下吉田店	富士吉田市下吉田七九一番地	平成十九年一月一日
カイ調剤薬局	山梨市下神内川二二番地四	平成十九年一月一日
みさき薬局大月	大月市駒橋一丁目二番三〇号	平成十九年一月一日
みさき薬局旭町	○ 韮崎市旭町上條南割三三一四番地三二	平成十九年一月一日
社団法人山梨県看護協会まずほ訪問看護ステーション	南巨摩郡増穂町長澤三三七四番地二	平成十九年一月一日
社団法人山梨県看護協会南地区訪問看護ステーションぬくもり	南巨摩郡南部町南部八〇五〇番地一 南部町医療センター	平成十九年一月一日

社団法人山梨県看護協会つる訪問看護ステーション	都留市下谷二五一六番地一 都留市保健福祉センター	平成十九年一月一日
ウエルシア薬局ナカヤ石和店	笛吹市石和町井戸七二番地	平成十九年二月一日
株式会社タカムラ薬局	南都留郡山中湖村山中五〇番地乙	平成十九年一月一日
株式会社中沢薬局八田店	笛吹市石和町八田三三〇番地七五	平成十九年二月一日
株式会社日医調剤一宮薬局	笛吹市一宮町末木八六三番地一	平成十九年二月一日
株式会社日医調剤昭和薬局	中巨摩郡昭和町西条五〇〇三番地五	平成十九年二月一日
中央薬局	富士吉田市下吉田七二九番地	平成十九年三月一日
あんず薬局	富士吉田市旭五丁目一番三七の一	平成十九年三月一日
財団法人身延山病院訪問看護ステーションひまわり	七 南巨摩郡身延町梅平二四八三番地一六	平成十九年三月一日

● 国土調査の成果の認証
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成十九年三月十五日

- 一 調査を行った者の名称
 山梨県知事 横内正明
 南部町及び忍野村
- 二 調査を行った時期

- 南部町 平成十五年十月二十七日から平成十六年三月十九日まで
- 忍野村 平成十一年七月二十日から平成十二年三月二十三日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
南部町大字福土の一部地区
忍野村大字忍草の一部地区
- 五 認証年月日
平成十九年三月一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年三月十五日

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 四方津石井工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市四方津千六百八十番地四
 - 3 代表者の氏名 石井未夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第一七二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年三月十五日

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中村創建

- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津二千二百二十三番地四
- 3 代表者の氏名 中村金一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六〇七二号
- 四 処分の内容 土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年一月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年三月十五日

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 千石造園
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市上宮地七百四番地五十三
 - 3 代表者の氏名 田中千夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第六五五八号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年一月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年三月十五日

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 庄司工業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市下谷三千二百十六
 - 3 代表者の氏名 庄司正明

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八六九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年一月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定めたので公告する。

平成十九年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期

経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下「別途請求者」という。）の申請時期は、月曜日から金曜日までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月一日及び三日を除く。第六において「通常の業務日」という。）とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (二) (一)にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとするものは、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。

- (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。

2 別途請求者の申請方法

別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を出した後に、土木部土木総務課分室に請求に必要な書類を持参すること。申請に必要な書類

第二 申請書及び添付書類

一 申請書及び添付書類

- 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。）
- 2 規則別記様式第二号の二による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限る。）
- 3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）
- 4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類

(一) 同時申請者等の提出書類

- 審査基準日における技術職員以外の職員名簿
- 審査手数料収入証紙貼付書
- 審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用証明書

書

審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書
 審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金についての定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合を除く。）

審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書
 審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書
 審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体が発行する証明書

審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）

(二) 別途請求者の提出書類

- 審査手数料収入証紙貼付書
- 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類

1 同時申請者等の提示書類

申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本
 法第十一条の規定により届け出し、又は提出した変更届出書又は書面（同条第二項に規定する書類を除く。）

申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類の副本
法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書
規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限り。）

前回の経営規模等評価申請書の副本

審査対象事業年度の法人税又は所得税の確定申告書控え

審査対象事業年度の消費税確定申告書控え

審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ごとの工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

審査対象業種工事に係る竣工時工事カルテ受領書

審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書

審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書

退職一時金についての定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。）

公認会計士等の合格証

2 別途請求者の提示書類

第二の一の一の総合評定値請求書と審査基準日を同じくする経営規模等評価申請書副本で土木総務課の受付印のあるもの

三 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 電話〇五五二

三五 四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一 手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二 納付方法

審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙を貼り付けること。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により配達記録郵便により通知する。

第五 再審査

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づき経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

第六 その他

一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとするものは、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定により、通常の業務日において土木部土木総務課分室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、土木総務課建設業担当（電話〇五五二二三三 一八四三）に問

い合わせると。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十九年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中央市西花輪字村北三七一八の一、三七一八の四、三七一八の五、三七一八の六、三七一八の七、三七一八の八、三七一八の九、三七一八の一〇、三七一八の一、三七一八の二、三七一八の三、三七一八の四、三七一八の一五、三七三四の一、三七三四の二、三七三四の三及び三七三四の四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
ゴミ置き場	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市落合町五百六十八番地五 新日本通産株式会社 代表取締役 三村修

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月十五日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則

（山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則（昭和五十三年山梨県教育委員会規

則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は前売り観覧券」を、「前売り観覧券」に改め、「（第一号様式の五）の下に「又は常設展・特別展共通前売り観覧券（第一号様式の六）」を加える。

第八条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・特別展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

第八条第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

第一号様式の五の次に次の一様式を加える。

第1号様式の6 (第3条関係)

<p>常設展前売り観覧券 円 (切取線)</p> <p>山梨県立美術館</p>	<p>常設展・特別展共通前売り観覧券</p> <p>一 般 大学生・高校生等 円 小・中学生 この券をもって領収に代えます。</p> <p>山梨県立美術館</p>	<p>特別展前売り観覧券 円 (切取線)</p> <p>山梨県立美術館</p>
---	---	---

注 寸法デザイン等については、そのつど定める。

(山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は前売り観覧券」を「前売り観覧券」に改め、「(第一号様式の四)の下に「又は常設展・特別展共通前売り観覧券(第一号様式の五)」を加える。

第五条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・特別展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

第五条第二項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第四項中「第七号」を「第八号」に改める。

第一号様式の四の次に次の様式を加える。

第1号様式の5 (第3条関係)

常設展前売り観覧券 円 (切取線) 山梨県立考古博物館	常設展・特別展共通前売り観覧券 一 般・大学生 小・中・高校生 この券をもって領収に代えます。 山梨県立考古博物館	特別展前売り観覧券 円 (切取線) 山梨県立考古博物館
--	---	--

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

(山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則(平成元年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は前売り観覧券」を「前売り観覧券」に改め、「(第一号様式の五)の下に」又は常設展・企画展共通前売り観覧券(第一号様式の六)」を加える。

第十条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の

観覧料との差額

第十条第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

第一号様式の五の次に次の様式を加える。

第1号様式の6 (第3条関係)

<p>常設展前売り観覧券 円 (切取線)</p> <p>山梨県立文学館</p>	<p>常設展・企画展共通前売り観覧券</p> <p>一 般 大学・高校生等 円 小 ・ 中学生 この券をもって領収に代えます。</p> <p>山梨県立文学館</p>	<p>企画展前売り観覧券 円 (切取線)</p> <p>山梨県立文学館</p>
---	--	---

注 寸法デザイン等については、そのつど定める。

(山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県教育委員会規則

第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は前売り観覧券」を「前売り観覧券」に改め、「(第一号様式の四)の下に「又は常設展・企画展共通前売り観覧券(第一号様式の五)」を加える。

第十条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

第十条第二項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第四項中「第七号」を「第八号」に改める。

第一号様式の四の次に次の様式を加える。

第1号様式の5（第3条関係）

<p>常設展前売り観覧券 円 (切取線) 山梨県立博物館</p>	<p>常設展・企画展共通前売り観覧券 一 般 大学生・高校生等 円 中学生・小学生 本券をもって領収書に代えます。 改札前に半券を切り離すと無効です。 山梨県立博物館</p>	<p>企画展前売り観覧券 円 (切取線) 山梨県立博物館</p>
---	--	---

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番